

鳥取県農業構造改革支援基金に係る基本的事項の公表

令和7年5月更新

1 基金の名称

鳥取県農業構造改革支援基金

2 基金の額

(1) 農地中間管理機構事業に係る事業資金 (単位：円)

年 度	積立・取崩日	基金造成・取崩額計	うち国費相当額
平成25年度	平成26年3月24日	111,959,000	111,959,000
平成26年度	平成26年4月10日	△ 26,666,740	△ 26,666,740
	平成26年9月30日	10,800	10,800
	平成27年1月30日	68,715,150	68,715,150
	平成27年3月10日	△ 1,978,350	△ 1,978,350
	平成27年3月31日	1,742,008	1,742,008
平成27年度	平成28年3月31日	△ 1,069,848	△ 1,069,848
平成28年度	平成29年3月31日	△ 73,706,177	△ 73,706,177
平成29年度	平成29年5月19日	690,823	690,823
	平成29年7月31日	204,494	204,494
	平成30年3月30日	△ 73,055,333	△ 73,055,333
	平成30年5月18日	479,217	479,217
平成30年度	平成31年3月29日	△ 5,905,294	△ 5,905,294
令和元年度	令和元年5月17日	25,720	25,720
	令和2年3月31日	△ 1,418,727	△ 1,418,727
令和2年度	令和3年3月31日	2	2
令和3年度	令和4年3月31日	2	2
令和4年度	令和5年3月31日	△ 26,747	△ 26,747
合計		0	0

(2) 機構集積協力金交付事業に係る事業資金 (単位：円)

年 度	積立・取崩日	基金造成・取崩額計	うち国費相当額
平成25年度	平成26年3月24日	107,886,000	107,886,000
平成26年度	平成26年7月31日	9,694	9,694
	平成27年1月30日	70,469,424	70,469,424
	平成27年2月27日	△ 162,172,284	△ 162,172,284
	平成27年3月10日	612	612
	平成27年3月13日	110,000	110,000
	平成27年3月31日	168,226,714	168,226,714
平成27年度	平成27年8月28日	22,929	22,929
	平成28年1月15日	155,000,000	155,000,000
	平成28年3月31日	△ 276,416,064	△ 276,416,064

平成 28 年度	平成 28 年 5 月 20 日	478, 000	478, 000
	平成 29 年 3 月 31 日	△ 63, 615, 025	△ 63, 615, 025
平成 30 年度	平成 31 年 3 月 7 日	122, 000	122, 000
令和 2 年度	令和 3 年 3 月 25 日	52, 000	52, 000
令和 3 年度	令和 4 年 3 月 31 日	39, 792, 000	39, 792, 000
令和 4 年度	令和 5 年 3 月 31 日	23, 944, 109	23, 944, 109
令和 5 年度	令和 6 年 3 月 31 日	1, 826, 441	1, 826, 441
令和 6 年度	令和 7 年 3 月 31 日	109, 305, 395	109, 305, 395
合計		175, 041, 945	175, 041, 945

3 基金事業等の概要

(1) 農地中間管理機構事業

担い手への農地集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を設置し、農地の借り受け・貸し付け等に係る業務を行う。

(2) 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構に農地を貸し付けた地域、農地の出し手に対して協力金を交付する。

4 基金事業を終了する時期 令和 8 年度（予定）

5 基金事業等の目標

項 目	平成 24 年度	令和 10 年度
鳥取県全耕地面積	34, 900ha	30, 700ha
うち担い手が利用する面積	7, 375ha	16, 000ha
担い手への農地集積率	21. 1%	52%

6 給付対象となる事務または事業関係

(1) 農地中間管理機構事業

i 事業実施主体 農地中間管理機構

ii 採択に当たっての申請方法

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）第 6 の 3 の（1）参照

iii 申請期限 随時

iv 審査基準 実施要綱の別記 1 「農地中間管理機構事業」参照

v 審査体制 担当部において審査

(2) 機構集積協力金交付事業

i 事業実施主体 市町村

ii 採択に当たっての申請方法

実施要綱の第 6 の 3 の（2）参照

iii 申請期限 随時

iv 審査基準
実施要綱の別記 2 「機構集積協力金交付事業」参照

vi 審査体制 担当部において審査